

通所リハビリテーション・あかまつ 重要事項説明書 (介護予防通所リハビリテーション用)

1. 事業所の概要

事業所名称：山梨赤十字病院 通所リハビリテーション(通称あかまつ)

所在地：山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-1

山梨赤十字病院 療養型病棟 1 階

事業者番号：1911310553

連絡先・担当者：電話 0555-72-8822 担当者 山口 知秀

サービス提供地域：富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、山中湖村、忍野村

2. 事業所の職員体制等

・管理者：1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

・医師：1 名以上

医師は、利用者様の健康管理の業務を行うとともに、診察、検査を基に他の職員と共同して通所リハビリテーション計画を作成する。また、他の職員への指示を行う。

・看護職員：1 名以上

看護職員は、利用者の看護・リハビリテーション等全般の業務にあたる。また、口腔機能の改善のための、計画・実施・評価等の業務を担当する。

・管理栄養士：1 名

管理栄養士は、利用者の栄養改善のため、計画・実施・評価等の業務を担当する。

・理学療法士・作業療法士：1 名以上

理学療法士・作業療法士は、利用者の身体的機能の維持・向上のため、訓練の計画・実施・評価等の業務を担当する。

・介護職員：7 名以上

介護職員は、医学的管理のもとで利用者の介護の業務を担当する。

・事務職員：1 名以上

通所リハビリテーション全般の事務の業務を担当する。

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、次の日は除く

国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、5 月 1 日（日本赤十字社創立記念日）

(2) サービス提供時間：午前 9 時から午後 4 時

(3) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

4. サービス提供の内容

(1) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

- (2) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはそのご家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。
- (3) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。
- (4) 通所リハビリテーション計画の作成後も、定期的に利用者およびご家族と連絡を取り、計画の実施状況、解決すべき課題を把握し、必要に応じて計画の変更その他必要な対応を行います。
- (5) 具体的には次のサービスを提供します。
 - ① 通所リハビリテーション計画の作成
 - ② 理学療法士等によるリハビリテーションの実施、指導
 - ③ 管理栄養士等による栄養状態の改善
 - ④ 看護職員等による口腔機能の向上
 - ⑤ 利用者の送迎
 - ⑥ 食事の提供・介助
 - ⑦ 入浴の介助（一般浴・機械浴）
 - ⑧ その他日常生活全般にわたる介護

5. 利用料金

(1) 利用料（介護予防通所リハビリテーション費）

1月あたりの利用料は、認定された要介護度と国により定めた負担割合から決まります。

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,268 円	4,536 円	6,804 円
要支援2	4,228 円	8,456 円	12,684 円

(2) 科学的介護推進体制加算

事業所が科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence：LIFE）へ情報を提出し、サービスの質を向上させていく PDCA*2 を行った場合は、1日つき国が定めた金額の1割の場合（40 円）、2割の場合（80 円）、3割の場合（120 円）を加算します。

*2 PDCA サイクル

- イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）
- ロ サービスの提供にあたっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）
- ハ LIFE への提出情報及びフィードバック情報等を活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）
- ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）

(3) サービス提供体制強化加算 (I)

サービス提供月ごとに、国が定めた金額の1割を加算します。

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	88円	176円	264円
要支援2	176円	352円	528円

(4) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

サービス提供地域を越えて、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算します。

(5) 食事費用

食事の提供を行うこととなっている利用者様については、以下の金額とします。

① 昼食費 (1日 500円)

② おやつ (1日 100円)

(6) 消耗材料費、おむつ代及びレクリエーション費

リハビリテーションの訓練において、個人が使用する材料費、おむつ使用者のおむつ代及びレクリエーションの実施に伴う費用で、利用者様が負担することが適当とされるものは実費とします。

*なお、おむつについてはご用意をお願いします。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者様に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに通所リハビリテーション担当医師に連絡を行い、指示を仰ぐとともに、利用者の家族に連絡を行います。
- (2) 利用者に係る市町村及び居宅介護支援事業所に事故の事実の連絡を行います。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。
- (4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

7. 相談・苦情への対応

(1) 相談・苦情の担当

当事業所のサービスについての御相談や御不満がある場合には、窓口として次の者を待機させておりますので、どんなことでもなんなりとお寄せください。

[担当]

山梨赤十字病院 通所リハビリテーションあかまつ 医療社会事業課長
電話番号：0555-72-8822

(2) お住まいの市町村でも相談・苦情を申し出ることができます。

富士河口湖町 電話番号 0555-72-6026 「相談・苦情受付窓口」

鳴 沢 村 電話番号 0555-85-2311 (代) 「相談・苦情受付窓口」

富士吉田市 電話番号 0555-22-1111 (代) 「相談・苦情受付窓口」

山 中 湖 村 電話番号 0555-28-1014 「相談・苦情受付窓口」

忍 野 村 電話番号 0555-20-5211 「相談・苦情受付窓口」

(3) その他

上記以外に、山梨県国民健康保険団体連合会に相談・苦情を申し出ることができます。

電話番号：055-233-9201

受付日時：毎週水曜日、午前 9：00～午後 4：00

山梨赤十字病院

通所リハビリテーション「あかまつ」

電話 0555-72-8822

附則

- 1.平成 27 年 4 月より施行する
- 2.平成 28 年 8 月より施行する
- 3.平成 29 年 2 月より施行する
- 4.平成 30 年 4 月より施行する
- 5.令和 1 年 10 月より施行する
- 6.令和 3 年 4 月より施行する
- 7.令和 6 年 6 月より施行する